



参議院の調査会

参議院は二院制の下で、衆議院に対する抑制と補完の役割が期待されており、正副議長の会派離脱、総予算の委嘱審査制度の導入、常会の1月召集、国会テレビ中継の実施、押しボタン投票方式の導入、決算審査の充実など、様々な改革に取り組んできました。

参議院の調査会は、こうした改革の一環として、参議院に解散がなく議員の任期が6年であるという特性に着目し、国政の基本的事項について、その対策樹立に資するため長期的かつ総合的な調査を行うことを目的に設置された参議院独自の機関です。

調査会は3年ごとに実施される参議院議員の通常選挙が行われた後、最初に召集される国会で設置され、議員の半数の任期満了の日までおおよそ3年間存続します。

昭和61年に第1期の調査会として、「外交・総合安全保障に関する調査会」、「国民生活に関する調査会」、「産業・資源エネルギーに関する調査会」が設置されて以来、その時々社会情勢の変化を踏まえ、3年ごとに新たな調査を目的とする調査会が設置されてきました。本年8月には第10期の調査会として、「国の統治機構に関する調査会」、「国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会」が設置されています。

調査会は、常任委員会のように法律案、予算、請願等の審査をすることはできませんが、参考人からの意見聴取、政府からの説明聴取、内閣・官公署等への資料要求、小委員会の設置、公聴会開会、委員派遣による現地調査など、常任委員会とほぼ同等の権能を有しています。参考人からの意見聴取は重要な役割を占めており、各調査会では、学識経験者、各方面の専門家、実務担当者等を参考人として招致しています。こうした調査を踏まえ、調査会を代表する調査会長は、提言等をまとめた報告書を作成し、議長に提出するものとされています。また、調査の経過及び結果について、本会議において口頭報告することができます。

調査の結果に基づき、立法措置が必要と判断される案件においては、当該事項を所管する委員会に対して法律案の提出を勧告できるほか、法律案を自ら提出することが認められています。平成7年6月、第3期に設置された国民生活に関する調査会が3年間に及ぶ調査の集大成として「高齢社会対策基本法案」を提出したことを始めとして、調査会からこれまでに3本の法律案が提出され、いずれも成立に至っています。

また、調査会は、調査会委員の発議により本会議で決議を行っています。平成元年6月、第1期に設置された外交・総合安全保障に関する調査会が「国際開発協力に関する決議」を行ったことを始めとして、調査会の調査を受けた本会議決議がこれまでに4回行われており、いずれも全会一致で可決されています。

さらに、第4期に設置された行財政機構及び行政監察に関する調査会の中間報告（平成9年6月9日）を受けて国会法が改正され、平成10年1月、参議院に行政監視委員会が設置されています。

くすみ けんじ
(久住 健治・第三特別調査室)